

平成27年度第2回寝屋川市地域福祉計画推進委員会での御意見に基づく素案（案）の修正等

P.	項 目		御 意 見 の 要 旨	素 案 の 修 正 等
2	I. 寝屋川市の地域福祉 2 この5年間の動向と課題	① 高齢化が一層進行し、特に後期高齢者（75歳以上の人）の割合が大きくなっています	- 本計画の策定に当たっては、計画の最終年度（平成32年度）には高齢化率が約30パーセントになることを踏まえる必要がある。 - 高齢化については、率だけでなく人数も大切である。	①の2行目及び5行目を下線のように変更します。 （前略）平成32年には28.7パーセントになり、平成37年にかけてはほぼ横ばいで推移すると推計しています。 （前略）平成37年には62.4パーセントと大幅に上昇し、人数も平成27年の27,219人から平成37年には40,464人に増加すると推計しており、今後（後略）
		①、② 図「前計画策定後の人口の推移と今後の推計（各年10月）」	人口のグラフは年少人口を下にした方が見やすいのではないか。	年少人口を下にしたグラフに変更します。
3		③ 地域に根ざした相談窓口やサービスが充実してきています	相談窓口やサービスについては充実してきているが、そのことについて市民への周知が不十分であり、今後、周知・啓発をどのように行うかが課題である。	26ページ「V. 先導的に取り組む事項」の「1 様々な力をつないで支える仕組み（分野を超えた地域包括ケア）の充実」の(2)において、市は多様なつながりをいかした情報伝達を推進するとしています。
4		⑤ 地域福祉の担い手の確保が課題となっています	市民アンケート調査の結果では、45～64歳の約35パーセントの人は活動に参加の意向があることから、今後、ここをターゲットに担い手になってもらうための具体的なアプローチの方法を考える必要がある。	4ページ⑤の4行目を下線のとおりに変更します。 （前略）各々のライフスタイルに応じて参加できる活動づくり、参加の呼び掛け等を進めていく（後略） 27ページ「V. 先導的に取り組む事項」の「2 多様な受け手・担い手のニーズに応える地域福祉活動の推進」の(1)において、市は自治会等と連携して参加しやすい活動づくりを推進するとしています。
			- 福祉サービスの担い手の確保を進めるため、計画において、市での就職フェアの開催、介護福祉機器に対する補助金の紹介などにも触れてほしい。 - 市民が理解しやすいシンプルな記載にするとという視点から、この項は全般的な課題を示すことが望ましい。	28ページ「V. 先導的に取り組む事項」の「2 多様な受け手・担い手のニーズに応える地域福祉活動の推進」の(4)において、市は介護ロボットの普及等に向けた取組について研究していくとしています。
5		⑥ 図「日常生活で困っていること〔複数回答〕（市民アンケート調査の結果より）」	- 市民アンケート調査における調査項目「日常生活で困っていること」については複数回答なのか。 - 結果をパレード図で示すことで、上位の課題については具体策を考えていくべきものとして、分かりやすくなるのではないかと。 ⇒ この設問は選択肢に「事実」と「感覚」が含まれており、データとしては不正確である。	- 複数回答の設問であるため、そのことを記載します。 - 調査項目「日常生活で困っていること」については、地域で生活する上での“困りごと”を把握するための設問ではありますが、“困りごと”のレベルが様々なこと、年齢等により回答が異なることなどから、単純比較することが難しく、順位を強調する表現は控えています。 - なお、項目の順序については、表下の「※」において、調査票における回答選択肢順に、図示していることを記載しています。
			市民アンケート調査の記述回答に“困りごと”の具体的な内容が書かれているとのことだが、特徴的な傾向はあるか。	- 記述回答の概要については、別途資料としてお示しします。 - 量的な分析は困難ではありますが、主な意見として、福祉、介護、子育て等に関するサービス、経済的な負担の軽減の支援等の充実を求めること、公民協働で、情報発信を充実したり、活動に参加しやすくすべきという意見が多く出されています。 - また、現在、特に問題はなくても、将来の生活、介護などに不安を感じているという意見も少なくありませんでした。
		⑦ 災害、犯罪、事故等から市民を守る安全なまちづくりが一層求められています	本市の中学生が殺害された事件も踏まえ、防犯カメラの設置状況なども記載することで、身近な計画になると感じる。	24ページ「IV. 取組の方向」の「(18) 安全なまちづくり」において、市は安全なまちづくりを計画的に推進するとしています。 - また、市の防犯対策については、関係課において推進してまいります。

6	Ⅱ．計画の基本的事項	2 計画の位置付け	「公」と「民」の役割を整理した上で、「計画の位置付け」にそのイメージ図を示してはどうか。	「本計画」と「総合計画」、保健福祉の分野別計画、民の取組を定める「地域福祉活動計画」の関係を示すイメージ図を挿入し、公民協働で地域福祉を推進する上で大きな枠組みを示します。 - なお、計画の冒頭の「地域福祉とは」に、「市や関係機関の公的な制度に基づく取組を土台として、市民、団体、事業者等も「できること・したいこと」で役割を分担しながら」と記載しており、「公」と「民」の基本的な関係性を示しています。
		5 計画の推進方法	5 行目「(仮称) 福祉のまちづくりひろば」は本委員会と別に設置するのか。 ⇒ 他の団体などの意見もお聞きするが、計画に直接フィードバックできるという意味で、地域福祉計画推進委員会が上位の位置付けになる。	- 地域福祉計画推進委員会は計画全体の推進や進捗管理を行い、「(仮称) 福祉のまちづくりひろば」は個別の具体的な取組を推進することを目的としていることから、4 行目を下線のように変更します。 - また、本計画に基づく活動や事業を具体的に推進するため、<u>地域福祉関係者の参加の下、テーマや地域ごとの協議</u>の場として（後略）
8	Ⅲ．地域福祉の推進方向 2 取組の柱	項目の順序	- 地域福祉に関わっていく入口として「③地域福祉を知る、学ぶ」を1 番目にしてはどうか。 ③を1 番目にするのは正論だが、関心がない市民に「地域福祉を知る」と言うと、上から目線だと思われるので、一番最後がよいのではないか。 - 市民アンケートの「日常的に困っていること」の順番を参考にして順番を決めれば、納得できるのではないか。 - 自治会活動の経験から、まず実践をした上で学んだ方が身近に感じる。そこからランクを上げていけばよい。 - 地域福祉といえば“困りごと”が最初に浮かぶと思う。 - 順番は立場によって違い、「健康」からの方が入っていきやすい人もいる。 - 多数派の意見だけでなく少数派の意見もしっかり把握することが大切なので、そうしたことも記載しておく必要がある。 - 取組の柱は順不同だということを書く必要がある。	「取組の柱」の順番は優先順位ではありませんが、多くの人の参加を推進する視点に立ち、次の流れで設定しています。 - まず、地域で生活する上で様々な“困りごと”があり、それは誰にも起こり得る（一人一人に関係する）ことを知る（①、②） - そうした意識の下で地域福祉を理解し（学び）、自らの健康・生きがいがづくりや地域での支え合いに取り組む（支援する）（③～⑥） - 地域の環境も、より誰もが暮らしやすいものにしていく（⑦～⑨） - こうした取組をみんなで進める仕組みをつくる（⑩） - また、「2 取組の柱」の前文4 行目以降を下線のように変更します。 （前略）更に発展させた10本の《取組の柱》を<u>設定し、相互に関連付けながら</u>推進します。 <u>※ 以下、項目の順序は取組の優先度を示すものではありません。</u>
		① 生活の“困りごと”に対応する	生活困窮者で自治会に入っていない人は、この計画が配られないと思うが、そういう人にも配布することでつながりをつくることも大事である。	会員組織の「自治会」、ネットワーク組織の「校区福祉委員会」等が各々の特性をいかして対応するよう、11 ページ「3 役割分担と協働の考え方」の②の3 段落目1 行目を下線のように変更します。 校区福祉委員会は（中略）ネットワークを広げ、<u>自治会等だけでは対応が難しい課題に</u>（後略）
		⑥ 地域福祉活動を支える	- 地域福祉活動を支える上での一番の問題は財源であり、これをしっかりと考えないと物足りない計画になる。助成金の情報を収集し、支援するといった取組にも期待したい。 - 資金を獲得するためのファンドレイジングを記載すればよい。	22 ページ「Ⅳ．取組の方向」の「(13) 地域福祉活動への支援の推進」において、市は活動の基盤や条件（拠点、財源、情報など）づくりを推進するとしています。
9			市民が計画を読んで「こんなことをしたい」と思ったときに相談に行ける窓口を分かりやすく示しておけば、大きな力になる。	- 計画期間が5 年間であるため、連絡先等が変更されることを考慮し、具体的な相談窓口を計画書に記載することは控えますが、計画を進める中で、市ホームページ等による情報発信に取り組みます。 - なお、現行の高齢者保健福祉計画において、高齢者の生活を高めたり、活動への参加を促進する上で有用な情報を幅広く発信するための「(仮称) ねやがわシニアライフナビ」の作成を進めています。
		⑨ 快適で安全なまちをつくる	災害時において、弱者への支援が抜けてしまうという話を聞いた。本市でも災害がいつ起こるか分からないので、弱者への対応は重要な課題である。	28 ページ「Ⅴ．先導的に取り組む事項」の「3 災害時・緊急時の支援の充実」の(1)において、市は災害時に支援が必要な人と地域のつながりづくりや支援体制の充実を推進するとしています。
10				

11	Ⅲ．地域福祉の 推進方向 3 役割分担と 協働の考え方	① 市民一人一人	福祉の担い手については、まず市民一人一人ができることをして、その上で団体などが取り組むということである。	そうした考え方に基づき、11ページ「3 役割分担と協働の考え方」において、「市民一人一人」を1番目に記載しています。
		② 地域福祉の基盤となる活動（地域型の活動）を行う団体	「②地域福祉の基盤となる活動（地域型の活動）を行う団体」について、自治会については、婦人会、子ども会、老人会等とは性格が異なるので、「地域を基盤とした福祉活動を行う団体」に入れた方がよいのではないかと。	当初、「身近な地域の組織」と「地域を基盤とした福祉活動を行う団体」として団体区分を行っていましたが、この分け方には不正確さがあるため、区分せずに記載しています。
		⑥ 社会福祉協議会	地域福祉推進の中心的な組織である社会福祉協議会が6番目でよいのか。	- 社会福祉協議会は地域福祉の取組を包括した推進役であることを前提に、第三次計画では、市が「公」として地域福祉全体を推進する上で担うべき責任をより明確に示すという視点で、社協の順序を6番目にしています。 - なお、二次計画では、社会福祉協議会の順序は最後（⑦）となっています。
16	Ⅳ．取組の方向	取組を進める上で共有する視点	「共有する視点」は「何を」という目的語が必要ではないか。	当初、「共有する視点」としていましたが、本文の記載に合わせ「<u>取組を進める上で共有する視点</u>」に変更します。
18		取組の柱 1 生活の“困りごと”に対応する (1) 福祉・介護・子育て支援サービス・活動の充実	「ひきこもりの防止」に取り組む上で、市として原因を把握しているのか。 ⇒ ひきこもりの原因は学校や職場でのいじめであり、最近ネットによるものもある。スクールソーシャルワーカーなども配置されてきているので、そうしたことも調べてほしい。	18ページ「Ⅳ．取組の方向」の「(2) 生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の充実」において、市はひきこもりの防止や社会参加の支援を推進するとしており、この方向に基づき、29ページ「Ⅴ．先導的に取り組む事項」の「4 生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の充実」においても包含して推進するとしています。
19		取組の柱 2 ニーズに気づき、支援につなぐ (6) 問題を解決する仕組みの充実	「(6) 問題を解決する仕組みの充実」は完結的な表現だが、問題は継続するという点も含めて再考してほしい。 - 相談窓口やネットワークはできているが、全ての相談を解決できないという問題を具体的に示した方が分かりやすい。 - 相談しても解決の方向性が示されず、相談窓口として機能していないと感じた経験がある。	- 解決に向けた取組を推進するため、19ページ「(5) 相談窓口とネットワークの充実」において、市は“困りごと”の相談が的確に（ワンストップに）つながる仕組みを充実するとしています。 - また、計画の推進に当たっては、課題解決に資する取組を進めていけるよう、関係課との連携を図ります。
20		取組の柱 3 地域福祉を知る、学ぶ (7) 情報伝達の充実	「3 地域福祉を知る、学ぶ」の「(7) 情報伝達の充実」には、具体的な方法や手段を掲げた方が取り組みやすい。 - 情報伝達は障害者にとって一番の問題であり、情報量が少なく、正しい情報が伝わりにくい。	26ページ「Ⅴ．先導的に取り組む事項」の「1 様々な力をつないで支える仕組み（分野を超えた地域包括ケア）の充実」の(2)において、身近な人、機関等が直接伝えること、スマートフォンアプリ、メール、SNSなどをいかした情報伝達を推進するとしています。 - なお、高齢者、障害者等にも配慮した情報伝達については、計画を進めていく中で、具体的な取組を検討していきます。
21		取組の柱 4 健康と生きがいを高める	「4 健康と生きがいを高める」は、高齢者に重点を置き、健康と生きがいを自ら得るための「シニアズ・ビー・アンビシャス」をテーマにした社会運動で、自分たちで目標を持ってやる方がよいのではないかと。	地域福祉計画は“保健福祉のマスタープラン”として、分野を超えた取組の方向性を示す計画であることから、高齢者に重点を置いた取組については高齢者保健福祉計画等を通じて推進するよう検討します。
23		取組の柱 7 一人一人の権利を守る (14) 差別や虐待の防止と権利擁護の推進	差別や虐待は知らず知らずのうちに起こしていることが多く、福祉サービス事業者などにも権利擁護の考え方をしっかり根付かせることが大事である。	30ページ「Ⅴ．先導的に取り組む事項」の「5 権利擁護システムの推進」の(3)において、市は虐待や権利侵害を予防する取組を推進するとしています。
	取組の柱 8 地域のつながりを広げる (16) 地域のつながりづくりの推進	地域福祉の問題も「向こう三軒両隣」で動けばよいと思うが、市民全体の意識をそれだけでまとめることは難しいことから、ボランティア活動などを交えることで進めていけるのではないかと。	11ページ「3 役割分担と協働の考え方」に記載した、最も身近な自治会、校区レベルの団体、テーマ型の活動を行う団体などの連携に基づき、取組を推進するとしています。	
24		取組の柱 9 快適で安全なまちをつくる (18) 安全なまちづくり	地域の防災訓練などに参加できない障害者がいる。「なぜ行けないのか」を掘り下げ、地域にはそういう人がいることを踏まえた計画としてほしい。	28ページ「Ⅴ．先導的に取り組む事項」の「3 災害時・緊急時の支援の充実」の(2)において、市は災害時に支援が必要な人と地域のつながりづくりや支援体制の充実を推進するとしています。